

（申請者）

住 所

事業者名

代表者名 様

熊本市長

印

熊本市タクシー事業者燃料価格高騰支援事業補助金
交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました熊本市タクシー事業者燃料価格高騰支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、本補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定及び交付額の確定をしましたので通知します。

記

1 事業等の名称

熊本市タクシー事業者燃料価格高騰支援事業補助金

2 補助金交付額は次のとおりとする。

交付決定額及び交付確定額 金 _____ 円

3 補助金は、確定された金額を支給する。

4 交付の条件について

- (1) 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (2) 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- (3) 前号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

5 申請の取下げについて

補助金交付申請の取下げを行う場合には、交付申請取下届（様式第6号）を交付決定及び交付決定通知書の交付を受けた日から起算して2週間以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

6 補助金の交付決定の取消しについて

次のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 本補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (4) 交付申請取下届（様式第6号）を受理したとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (6) その他法令、条例、本補助金交付要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。